改正後

別表第一及び別表第二を次のように加える。

別表第一

一～五　（略）

六　その他（四職種七作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
自動車整備	自動車整備作業	外国人自動車整備技能実習評価試験	一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
介護	介護	介護技能実習評価試験	一般社団法人シルバーサービス振興会

七　（略）

別表第二

一～六　（略）

七　その他（十三職種二十五作業）

職種	作業
（略）	
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業
介護	介護

八　（略）

改正前

別表第一及び別表第二を次のように加える。

別表第一

一～五　（略）

六　その他（三職種六作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
自動車整備	自動車整備作業	外国人自動車整備技能実習評価試験	一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
（新設）			

七　（略）

別表第二

一～六　（略）

七　その他（十二職種二十四作業）

職種	作業
（略）	
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業
（新設）	

八　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第五十六号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百二十六条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の十四中「別表十二㈨」を「別表十二㈦」に改める。

別表十㈣の記載要領第一号、別表十㈣付表一の記載要領第一号及び別表十㈣付表二の記載要領中「基本方針」を「日本船舶・船員確保基本方針」に改める。

別表十二㈦を削る。

別表十二㈧を別表十二㈦とし、同表の次に次の一表を加える。